

県・営業時間の短縮要請へ

- 茨城県はこの程、県南地域のすべての飲食店に対して、**7月30日から8月12日**までの14日間について、営業時間の短縮を要請しました。
- 営業の短縮要請時間は、**午後8時から翌日の朝5時**までの間、営業自粛としています。
(酒類の提供は午後7時まで)

- **対象エリア (県南地域・抜粋)**
取手・龍ヶ崎・牛久・守谷・常総・つくばみらい・利根・河内・稲敷・坂東など
- **時短要請に伴う協力金について**
14日間すべてに協力した飲食店に対して支給します。支給額は1日当たり25000円(年間売上が3000万円以下・前回分を参考)となります。
- **申請期限は8月31日まで**
申請の受付や計算方法の詳細などは、8月上旬に公開の見込みです。

ウッドショック

木材の価格急騰が中小建設事業者を直撃しています。新型コロナウイルスの拡大によるテレワークの増加、住宅ローン金利の低下で住宅・木材需要が増加し、日本への

輸出量が減少したことが主な原因です。コロナ禍からの経済回復に伴う中国や米国、豪国などの建設ラッシュが拍車をかけています。歴代政権の外材の依存にたよる政策が招いた結果は、ここにも表れています。

広島地裁では、昨年7月、援護対象区域を線引きする国のやり方を断罪し原告の訴えを認める判決を出していました。

国・県・市は控訴したものの高裁判決でも地裁判決を支持。原爆による放射能で健康被害が出ることを否定できない限り被爆者だと認定すべきとする判断を下しました。菅首相は「直ちに被爆者手帳を交付したい」と述べました。

広島への原爆投下後、放射能を含んだ黒い雨で健康被害を受けたとして住民ら84人に対して広島高裁は被爆者と認め被爆者手帳の交付を命じていました。

当初国は、この判決を不服として上告を決めていましたが、「上告するな」の世論の声に押されて国は上告を断念しました。

「黒い雨」訴訟 国は上告を断念

日本政府の核兵器禁止条約への署名・批准を求めます

今年1月22日、国連の核兵器禁止条約が発効。核兵器は違法化されました。戦争被爆国の日本政府は、これに背を向けています。国は核兵器のない世界の先頭に立つべきです。

予定納税の申告書と納付書が?

最近、税務署から消費税の申告書と納付書が送られてきました。申告・納税しないといけないのでしょうか。

申告・納税する必要があります

消費税は前年の消費税納税額が48万円(地方消費税を含めると約、615000円)を超える消費税を支払うと予定納税する必要があります。

納税額は前年の約、半分の金額です。納付書と一緒に同じ大きさの申告書もくっつけてきますので、この用紙を使って申告・納税(金額記載済み)をすることになります。予定納税額は翌年の確定申告で清算されます。

所得税においても前年の所得税が15万円を超えると、納税額の3分の1の金額を2回にわたって予定納税をします。翌年の確定申告で清算となります。期限までに納税しないと予定納税であっても延滞税等が付きまます。

県南民商 同共済会 総会を開催

県南民商第43・44回総会と民商共済会第33・34回総会が7月18日、民商事務所の会議室で開催されました。

コロナ禍での総会のため、民商役員だけの開催となりましたが、この間の運動報告と今後の方針、決算・予算等について討論し、採択されました。新会長には児玉力造氏が共済会理事長には新藤保男氏がそれぞれ就任となりました。

建設国保の加入は民商へ

- 個人事業で建設業の方が対象です
- 保険料は定額制なので安心です
- 休業5日以上の場合、補償があり
- 医療費が月17500円以上は還付

労災・雇用保険の加入を

- 建設業なら事業主のみでも加入が(大工・左官・管・電気・塗装等)
- 保険料は年3回の分割払い
- 他の組合よりも低い手続き費用

民商共済会はあなたの味方

- ◆ 会員・配偶者は無条件加入
- ◆ 月1000円入院1日3000円
- ◆ 3日以上入院で120日分まで給付
- ◆ 75才で長寿祝金(65未満加入)